

福井市越廼小学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月1日改定

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係わる基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市、市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの未然防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを指します。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

① ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いの良いところを認め合う人間力を高めます。

② 人権教育の推進

他人を思いやり主体的に人のために活動する児童を育てます。

③ 体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

④ 道徳教育の推進

教科書を活用し、発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学び合う心、感謝の心を育てます。

(2) 学校評価

いじめの防止等のための取組（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修等の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等の取組の改善に努めます。

(3) いじめの未然防止

① いじめの起きない学校・学級づくりのために

○ 縦割り活動の活用

縦割り班活動や異年齢交流活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進めます。

○ 特に配慮が必要な児童への支援、指導

発達障害のある児童や外国人の保護者を持つ外国につながる児童への配慮を心がけ、児童一人ひとりが安心して過ごせる環境づくりに努めます。

○ 授業改善

すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努めます。

○ 児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組を推進します。

○ 児童の様子についての情報交換

週3回行っている終礼の時に、毎回児童についての情報交換を行い、全職員が児童の様子に気を配れるようにします。また、緊急時にも情報共有、対応協議のため臨時に行います。

② 家庭・地域との連携のために

○ 開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間行動計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

○ インターネット・スマートフォン・SNS 等に関する指導

インターネット・スマートフォン・SNS 等の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行い、保護者に対しても家庭でのルールづくり等の啓発を行います。

(4) いじめの早期発見

① 積極的ないじめの認知

大休みや昼休みには複数の教員で教室や廊下、体育館などの見守りをし、児童の表情やしぐさをきめ細かく観察します。

② アンケートの実施

定期的にいじめの実態調査（毎週金曜日の生活振り返りアンケート・6月と11月のこころのアンケートと教育相談週間）を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。

③ 教育相談体制の充実

学級担任や中学校カウンセラーによる定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。

④ 家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体（児童クラブ・公民館活動）との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

(5) いじめの事案対処

① 「いじめ対応サポート班」による対応

特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」による立案、対応により被害児童を守ります。

② 被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告のあった児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。

③ 外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や総合福祉相談所（児童相談所）、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

(6) いじめの解消

いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

① いじめに係る行為が止んだ後、相当の期間（3ヶ月を目安）を経過していること

② 被害児童が心身の苦痛を受けていないことについて、本人及び保護者に面談等で確認すること

(7) いじめによる重大事態への対処

いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行います。

- ・ 重大事態が発生した旨を市教育委員会に速やかに報告します。
- ・ 学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・ 市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的を開催します。

(構成員)

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭（教育相談担当）、スクールカウンセラー

(活 動)

- ・未然防止を中心とした、いじめ対策の年間行動計画の作成
- ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
- ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
- ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- ・学校におけるいじめ問題への取組の点検

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行います。

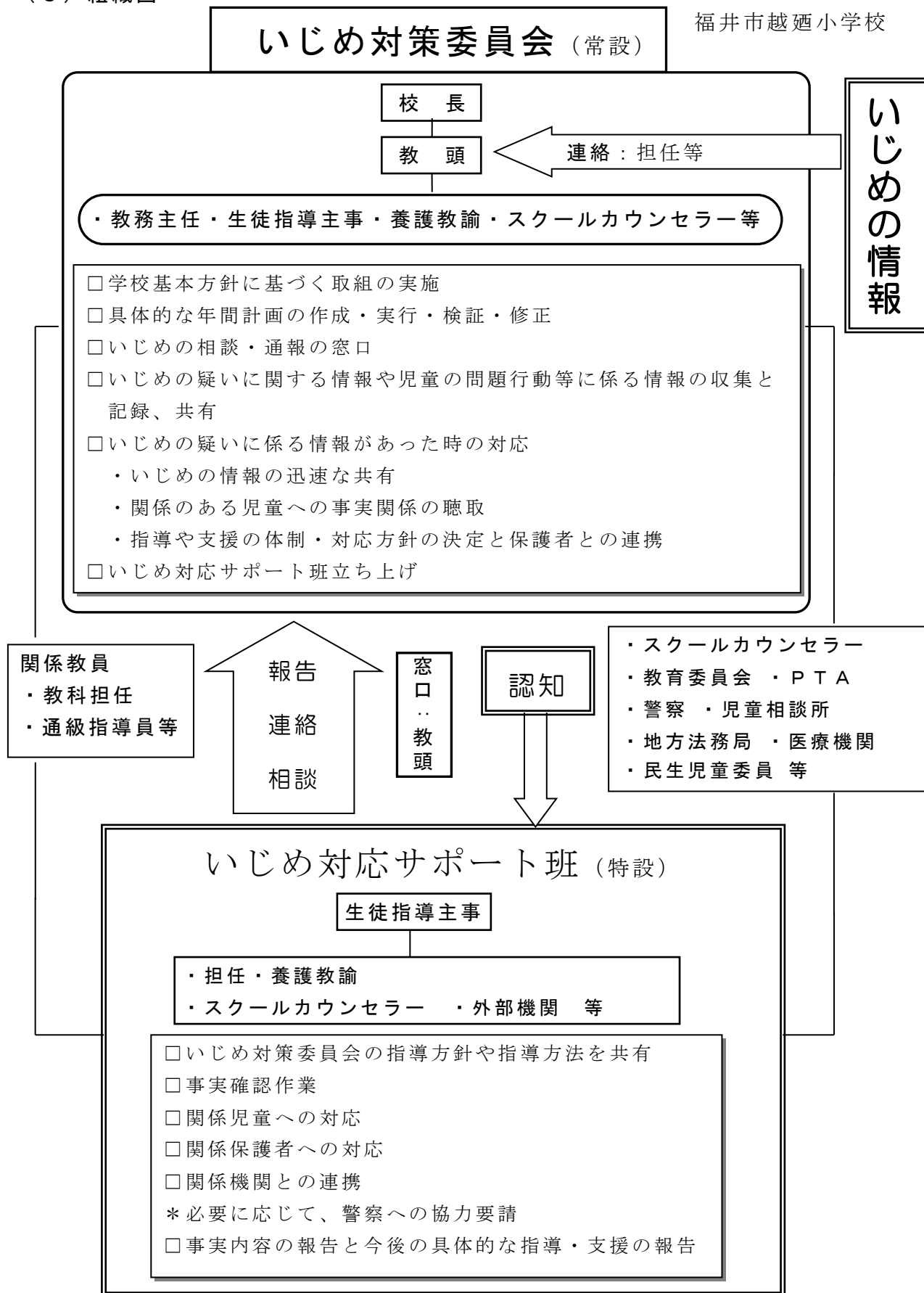
(構成員)

担任、養護教諭（教育相談担当）、スクールカウンセラー、外部機関 等

(活 動)

- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
- ・個別面談による情報収集
- ・継続的な支援
- ・保護者や地域との連携
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や児童相談所などとの連携

(3) 組織図



いじめの情報

5 いじめ防止の年間行動計画
〔4～6月〕

福井市越廼小学校

	教員の動き等	児童の活動等				
		2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4月	いじめ対策委員会 (校内) ・基本方針確認 ・年間計画策定 ↓ 職員会議 ・年間計画周知 ・教員の意識点検 ↓ PTA総会 ・基本方針の公表	縦割り活動計画 ・年間計画・班編制				
	道徳 ・望ましい生活習慣・健康・節度					
	縦割り活動開始 ・自主的な活動・絆づくり・リーダー養成					
	授業公開					
	いじめ対応サポート班 ・発生時に即対応					
	自宅確認 ・家庭との連携					
5月	いじめ対策委員会 (校内) ・新年度・新学級での生活状況 ・生活振り返りアンケート調査等をもとに状況把握	校外活動（エンゼルランド） ・役割の自覚・集団の協力		宿泊学習 ・地域社会との絆 ・役割の自覚		
		わかめ採り・干し ・地域社会との絆・集団の協力				
		道徳 ・集団生活の充実・友情・信頼				
6月	保護者アンケート ・家庭での状況把握	町探検交流 ・地域社会との絆	へき複交流会（スーパーマーケット、防災センターへ校外学習） ・役割の自覚 ・集団の協力	すいせん交流in安八計画 ・役割の自覚 ・集団の協力 ・地域社会との絆		
	いじめ対策委員会 (校内) ・生活振り返りアンケート調査をもとに定期的な状況把握 ・心のアンケートをもとに教育相談	へき複合同授業				
		授業公開				
		道徳 ・正義・つよい心・異性理解				
	家庭地域学校協議会 ・基本方針の公表 他	海岸清掃 ・自主的活動・絆づくり				
		連合音楽会 ・仲間意識・リーダー養成				

〔7～9月〕

福井市越廼小学校

	教員の動き等	児童の活動等				
		2 年 生	3 年 生	4 年 生	5 年 生	6 年 生
7 月	いじめ対策委員会 (校内) ・ 定期的な状況把握	じゃがいも パーティー ・ 役割の自覚 ・ 集団の協力				
	教育懇談会 ・ 情報交換・ 意見収集		道 徳 ・ 生命尊重・ 自然愛・ 畏敬の念			
8 月	いじめ対策委員会 (校内) ・ 長期休業中の生活状況					
		道 徳 ・ 個性の伸長・ 努力と強い意志 なかよし運動会に向けて ・ 縦割班としてのまとまり・ 仲間の尊重等				
9 月	いじめ対策委員会 (校内) ・ 定期的な状況把握					
		スポーツフェスタ ・ 交流・ 仲間の尊重				
		なかよし運動会 ・ 仲間意識 ・ 地域社会との絆等				
		親子活動 ・ 親子の絆づくり 道 徳 ・ 信頼友情・ 男女の協力 ・ 公平・ 公正				

〔10～12月〕

福井市越廼小学校

	教員の動き等	児童の活動等						
		2 年 生	3 年 生	4 年 生	5 年 生	6 年 生		
10 月	いじめ対策委員会 (校内) ・定期的な状況把握	学校保健委員会 ・基本的生活習慣						
		学校公開（教育ウィーク） ・地域社会との絆						
		へき複交流 会 ・役割の自覚 ・集団の協力	越廼の水仙PR作戦植え付 け作業 ・地域社会との絆 ・集団の協力					
			定置網体験 ・地域社会との絆 ・集団の協力					
			へき複交流会 (FBCテレビ、福井新 聞社へ校外学習) ・役割の自覚 ・集団の協力					
道徳 ・ 生命の尊さ・友情・信頼								
11 月	いじめ対策委員会 (校内) ・2学期の生活状況 ・アンケート調査等を もとに状況把握 ・心のアンケートをも とに教育相談 家庭地域学校協議会 ・授業参観他 指導主事訪問	授業公開						
		海きらきらマラソン大会 ・地域社会との絆						
		秋祭り ・役割の自覚 ・集団の協力 ・絆づくり	水仙配布 ・地域社会との絆					
			さくらます稚魚見学 ・地域社会との絆					
		全校校外学習 ・ 縦割班としてのまとまり・仲間の尊重等						
		人権週間 ・おもいやり（全学級道徳実践）						
		道徳 ・ 信頼・友情 勤労 公共の精神						
		学びフェスタ ・役割の自覚・集団の協力・地域社会との絆						
		12 月	いじめ対策委員会 (校内) ・定期的な状況把握 教育懇談会 ・情報交換・意見収集 学校評価アンケート (保護者対象) ・家庭での状況把握	器械運動校内発表会 ・交流・仲間の尊重				
				道徳 ・ 希望と勇気・個性の伸長				

〔1～3月〕

福井市越廼小学校

	教員の動き等	児童の活動等				
		2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1月	いじめ対策委員会 (校内) ・定期的な状況把握 ・長期休業中の生活状況	なわとび大会 ・縦割り班絆づくり				
		道徳 ・勤勉努力・寛容				
		大根パーティー ・役割の自覚 ・集団の協				体験入学 ・交流 ・自覚
2月	いじめ対策委員会 (校内) ・定期的な状況把握	わくわく交流デー ・交流 ・絆づくり				
		6年生を送る会 ・自主的活動・絆づくり・先輩後輩への感謝				
		道徳 ・愛校心・個性の伸長				
		見守り隊感謝のプレゼントづくり ・地域社会との絆				
3月	いじめ対策委員会 (校内) ・年度の振り返り ・新年度に向けて計画見直し ↓ 職員会議 ・課題確認 ・計画確認	見守り隊感謝のプレゼント ・地域社会との絆				
		卒業式 ・自己を見つめる・自分の成長を確かめる（自己肯定感）				
		道徳 ・信頼・友情・国や郷土を愛する態度				

【教員用チェックポイントシート】

場 面 等	観 察 の 視 点
朝 の 会	☐ 遅刻、欠席が増える ☐ 集団登校から離れ、遅れて登校する ☐ 表情がさえず、うつむきがちになる ☐ 返事の声が小さい
授業の開始時	☐ 忘れ物が多くなる ☐ 用具、机、椅子等が散乱している ☐ 一人だけ遅れて教室に入る ☐ 席を離されている ☐ 周囲がざわついている ☐ 涙を流した気配がある
授 業 中	☐ 頭痛・腹痛などを頻繁に訴える ☐ 保健室やトイレによく行く ☐ 正しい答えを冷やかされる ☐ あだ名で呼ばれている ☐ グループ分けで孤立しがちになる ☐ その子を避けるように通る ☐ その子にだけ配付物をわたさない
休 み 時 間	☐ 一人でいることが多い ☐ 用もないのに職員室付近にいる ☐ 用もないのに保健室によく行く ☐ 持ち物や掲示物などにいたずらされている ☐ 遊びの中で、一人だけが攻撃されたり、悪ふざけの対象になったりする ☐ 机に落書きをされる ☐ 廊下の物掛が散乱したり、ロッカーや下足箱へのいたずらが見られたりする ☐ 視線をそらす ☐ 特別教室へ入っている
給 食 時	☐ 食べ物にいたずらされる ☐ その子が触れるものを嫌がる ☐ 机をわざと離すなどグループに入っていない ☐ 話の輪に入っていない ☐ 少食になる
下 校 時	☐ グループに入らないで一人でいる ☐ なかなか下校しようとしなない、あるいは、急いで一人で帰宅するなど、周囲を気にしている ☐ その子の机の中の物が散乱している ☐ 作品が壊されたり、隠されたりする ☐ 表情が暗く、行動が遅い ☐ いつも、ほかの子の荷物を持たされている

そ の 他	☐ 持ち物が隠されたり、壊されたりする ☐ 学級内に友だち関係の変化がある
場 面 等	観 察 の 視 点
家 庭	☐ 朝、なかなか起きてこない ☐ 表情が暗くなり、口数が少なくなる ☐ 食欲がなくなり体重が減少したり、過食になり体重が増えたりする ☐ いらいらしたり、おどおどして落ち着きがなくなったりする ☐ 衣服の汚れが見られ、わけを聞いても話さない ☐ 学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている ☐ 親が知らない物を持っている ☐ 部屋に閉じこもることが多く、友だちと遊ばなくなる ☐ 金品の持ち出しがわかることがある ☐ 親や兄弟・姉妹に反抗することが増える ☐ 不審な電話やメールなどが多くなり、急に外出する ☐ 登校時に頭痛・腹痛・吐き気など身体の異常を訴える ☐ 親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする ☐ 教科書やノートが傷み、落書きが多い ☐ ゲーム等をする時間が増え、現実から逃避しようとする ☐ 早退や無断欠席がある ☐ 急に友だち関係が変化する ☐ チックが出たり、つめかみをしたりするようになる